

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第204回国会】令和3年5月26日（水）、第27回の委員会が開かれました。

- 1 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（内閣提出第62号）
  - ・小此木国務大臣、中山防衛副大臣、大西防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。（質疑者）宮崎政久君（自民）、濱村進君（公明）、篠原豪君（立民）、阿部知子君（立民）、森山浩行君（立民）、大西健介君（立民）、高井崇志君（国民）、今井雅人君（立民）、赤嶺政賢君（共産）、足立康史君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 宮崎政久君（自民）

- （1）重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（以下「本法律案」という。）の立法事実
- （2）生活関連施設の対象範囲
- （3）一般的な日常生活や経済活動が機能阻害行為に当たらないことの確認
- （4）第8条に規定する報告徴収等の対象となる「その他の関係者」
  - ア 対象範囲
  - イ 友人や知人が対象となる可能性
- （5）土地等利用状況調査において、思想や信条等に係る調査をしないことの確認
- （6）土地収用制度を本法に設けることを検討する必要性
- （7）本法の施行状況の公表に向けた取組

## 濱村進君（公明）

- （1）国土利用の実態把握等に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の提言において、土地収用について慎重に検討していくべきとの記載があることの確認
- （2）国が土地を買い取ることによる機能阻害行為の防止の実効性
- （3）特別注視区域における土地等の所有権移転等に係る事前届出
  - ア 事前届出を行わなかった者に対する罰則の妥当性
  - イ 賃借権を事前届出の対象としない理由
- （4）注視区域及び特別注視区域の指定に伴う不動産取引への影響
- （5）第7条第1項に基づき関係行政機関の長等に情報提供を求めた上で、なお報告徴収を行うことが想定されるケース
- （6）第12条第5項に基づく特別注視区域の指定に係る地方公共団体への通知を区域指定の後とした理由
- （7）本法による区域指定に関する国会への報告の在り方

## 篠原豪君（立民）

- （1）立法事実である土地取引の事例の有無を答弁することが安全保障上のリスクとなる理由
- （2）法的予見性
  - ア 機能阻害行為の類型を法律での列挙を避け基本方針で例示する理由
  - イ 本法律案の成立後に基本方針において機能阻害行為の類型が例示されることの妥当性
- （3）注視区域及び特別注視区域の指定
  - ア 土地等利用状況審議会における審議内容の公開の確認及び要約のみの公開では不十分との意見に

対する見解

- イ 同審議会の議事録を公開する必要性
  - ウ 本法律案を骨抜きにする事態を回避するため、特別注視区域の指定に国会が関与する必要性
- (4) 調査情報管理
- ア 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が定める個人情報の漏えい防止の実現のため、新設組織における個人情報管理の責任主体を明確にする必要性
  - イ 重要施設を所管する関係省庁等から機能阻害行為に関する情報提供を受ける仕組み
  - ウ 警察庁又は公安調査庁が調査情報に関与することが想定されているにもかかわらず本法律案に根拠規定がないことの妥当性
  - エ 取締りの対象とする機能阻害行為を端緒として組織犯罪を摘発する事態となる場合の対処について法律上で言及する必要性
  - オ 土地等利用状況調査が外部委託される場合の現地・現況調査に係る情報の秘密管理の方法及び現地・現況調査に対し特別な態勢を組む必要性

**阿部知子君（立民）**

- (1) 立法事実
- ア 外国資本による土地買収行為が安全保障上のリスクにつながる懸念
  - イ アの事実はあるが安全保障上の観点から具体的な事例は提示できないことの確認
  - ウ 本法律案の目的は防衛上の機能阻害行為に当たる可能性又はおそれのあるものを律しようとするものかの確認
  - エ 小此木国務大臣が本法律案に期待する安全保障の範囲
  - オ 本法律案は何をどこまで規制するかが不明確であるとの意見に対する小此木国務大臣の見解
  - カ 対馬、千歳の各市議会から意見書は提出されていないことの確認
  - キ 平成 25 年から平成 29 年までの間に防衛省が実施した調査における機能阻害行為の有無
  - ク 本法律案の趣旨は、従来の防衛省による調査では不十分との認識が理由であるかの確認
  - ケ 本法律案は立法事実を探していくものであるかの確認
- (2) 離島機能
- ア 離島機能を阻害する行為の有無
  - イ 484 の国境離島のリスト提出の求めに対する見解
  - ウ リストはないとの前回答弁を修正する必要性
- (3) 原子力関係施設
- ア 諸外国の安全保障関連法制において原子力関係施設を対象にした例
  - イ 同施設の機能阻害行為の内容
  - ウ 同施設の指定についての論議の状況

**森山浩行君（立民）**

- (1) 「安保重要地、外資買収 700 件」との産経新聞記事（令和 3 年 5 月 14 日）
- ア 記事に関し、産経新聞に対し抗議等を行ったかの確認
  - イ 現行法においてアの調査が行えるかの確認
  - ウ 今国会で成立した改正個人情報保護法を踏まえ、アの調査を行えるかの確認
- (2) 本法律案
- ア 国民の自由と権利を不当に制限することがないように運用する旨を明示する必要性
  - イ 「原子力関連施設」に該当する原子力発電所以外の施設
  - ウ 第 26 条の罰則規定は過失によるものにも適用されるかの確認

- エ 第13条の届出が事前届出となっていることの是非
- オ 内外無差別の枠組みとなっていることの妥当性
- カ 第9条の命令に従わない場合における対応
- キ 所有者不明の土地への調査にマンパワーをかける妥当性
- ク 第5条における重要施設に係る注視区域の指定は敷地の周囲1,000メートルより拡大・縮小されることがあるかの確認
- ケ 第4条第2項第2号の「経済的社会的観点から留意すべき事項」は基本方針を定める上でどの程度重視されるかの確認
- コ ケの事項を踏まえて評価した結果として、特別注視区域の要件に当たる地域であっても当初は注視区域として指定する可能性

#### 大西健介君（立民）

- (1) いわゆる「逆さ地図」についての小此木国務大臣の見解
- (2) 領海及び接続水域に関する法律の附則における「特定海域に係る領海の範囲」を廃止し、通航管理体制を構築する必要性
- (3) 本法律案
  - ア 麻生内閣時に韓国資本による対馬の不動産買い占めについて、政府が問題視をしないとした見解は現在でも維持されているかの確認
  - イ 島の土地を全て外国人に購入された場合においても離島の機能阻害行為には当たらないかの確認
  - ウ 土地の大部分を外国人に購入され居住区ができた場合に主権の一部が奪われる可能性
  - エ 対馬の韓国化に対する本法律案の効果
  - オ 特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出を行わなかった場合においても民法上は有効であるかの確認及び国による土地等の買取り等に応諾義務がないことの確認
  - カ 土地等利用状況調査を行うに際し自衛隊員の協力を受ける可能性
  - キ 善良な市民がいきなり訪問を受け調査される懸念
  - ク 本法律案では外国に我が国の領土が侵食されるのを防ぐことはできない事態となる懸念
- (4) 対馬を訪れる日本人観光客も交通費補助の対象とする必要性

#### 高井崇志君（国民）

- (1) 外国資本による土地の所有を本法律案の規制対象としなかった理由
- (2) (1)の規制を設けるとサービスの貿易に関する一般協定(GATS)加盟国との調整が煩雑になることの確認
- (3) 外国資本による土地の取得を規制しない理由
- (4) 土地等の実質的な所有者及び利用者の把握等に関する国民民主党の修正案に対する見解
- (5) 森林、水源地及び農地を本法律案の対象とする必要性
- (6) (5)を慎重に検討すべきとする理由
- (7) 重要施設等の機能阻害行為の具体例
- (8) 本法律案の目的は経済安全保障であり市民活動等を規制するものではないことの確認

#### 今井雅人君（立民）

- (1) 高橋元内閣官房参与の緊急事態宣言に関する発言に対する小此木国務大臣の見解
- (2) 本法律案
  - ア 第2条第2項第3号の「生活関連施設」

- a 国際海底ケーブルの陸揚局が含まれないことの確認
- b 将来的に鉄道施設、放送局等を生活関連施設として政令で定める可能性
- イ 第3条における「個人情報の保護」
  - a 個人情報の保護の具体的な内容
  - b 土地等の利用状況の調査を外部委託する可能性
  - c bの調査において収集した個人情報を内閣情報調査室や公安警察等と共有する可能性
  - d cについて本法律案の目的以外で共有しないことの確認
- ウ 重要施設等の機能阻害行為
  - a 住民運動等が対象とならないことを条文に記載する必要性
  - b 行為の詳細及び住民運動が含まれないことの確認
- エ 第4条第2項第2号の「経済的社会的観点から留意すべき事項」
  - a 経済的社会的観定の具体的な内容
  - b 安全保障上重要な区域については経済的社会的観点より安全保障上の観点を優先し注視区域又は特別注視区域を指定する必要性
- オ 区域指定の対象となり得る国境離島484島のリストの有無
- カ 区域指定の対象となり得る海上保安庁174施設のリストの有無
- キ オ及びカのリストの作成が完了する時期
- ク 第5条第1項の「重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートル」の具体的な範囲
- ケ 航空自衛隊千歳基地の近接地の買収案件
  - a 重要施設の敷地の周辺おおむね1,000メートルに該当しないことの確認
  - b 本法律案の立法事実として説明することの不適切性
  - c 本法律案の対象とするような法整備をしなければ整合性が取れないとの意見に対する見解
- コ 第21条（他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等）がなくても内閣総理大臣は他法令の所管大臣に是正措置の実施を要請できることの確認

## 赤嶺政賢君（共産）

- (1) 土地等の所有権移転等に係る事前届出
  - ア 特別注視区域における取引
    - a 届出の対象には建物も含まれること並びに売主及び買主の双方に届出義務が課されることの確認
    - b 宅地建物取引士による売主への重要事項説明の有無
    - c 売主が届出義務の対象であることを知らされずに届出義務違反となる懸念
    - d 宅地建物取引士が重要事項の説明を怠った場合の罰則適用の有無
    - e 宅地建物取引士が政府から説明や取引記録の保存を求められる可能性
  - イ 注視区域における土地等の取引は重要事項説明の対象となる可能性
  - ウ 宅地建物取引士が土地等の取引に係るトラブルの責任を問われる懸念
  - エ 注視区域及び特別注視区域の指定が土地等の取引や地価に影響を与える懸念
  - オ 取引の減少により売主が被った不利益について政府が責任を負う可能性
- (2) 有識者会議
  - ア 基地周辺住民に関わる問題であるにもかかわらず構成員に基地問題の専門家を加えなかった理由
  - イ 有識者会議は基地による被害を念頭に置いていないとの指摘に対する小此木国務大臣の見解
  - ウ 基地問題に関する議論の有無
  - エ 立法に際して基地による被害の実情を議論しなかった理由
- (3) 土地等の利用者に対する勧告及び命令
  - ア 対象となる土地等の利用者の具体例

- イ 沖縄県キャンプ・シュワブゲート前で新基地建設に反対している者は対象とならないことの確認
- (4) 土地等利用状況調査
  - ア 安全保障上の問題の有無を判断するために、土地等所有者の職歴、海外渡航歴等を調査する可能性
  - イ 安全保障上の問題の有無を不動産登記簿等の公簿だけで判断できる根拠

**足立康史君（維新）**

- (1) 本法律案において安全保障上重要な土地等について収用規定を追加する必要性
- (2) 米軍基地に係る国と沖縄県の訴訟関係
  - ア 訴訟の状況及び制度上の問題点
  - イ 沖縄県が国を訴える際の根拠法令
- (3) 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定に当たっていわゆる手挙げ方式を採用することの限界
- (4) リニア中央新幹線の建設工事
  - ア 建設工事が滞っている原因及び手続法を制定して建設工事を進める必要性
  - イ 国と静岡県が合意できない場合の対応
  - ウ 静岡県知事が反対ならば開通しないことの確認
- (5) 国の役割、国と地方の関係に関する小此木国務大臣の見解